

# 令和7年度モデル事業と令和8年度本事業の変更点

---

## (1) 付与ポイント数の見直し

それぞれの活動に対する付与ポイント数の見直し

## (2) ポイント付与対象活動等の拡大（令和8年8月から）

町内会や地区社協に登録のあるサロン、市が名義後援を行うイベント等、付与対象を拡大（拡大内容は調整中です）

※詳細は決まり次第、市ホームページ等でお知らせします

## (3) いぐすペイコールセンター稼働日の拡充

平日のみ ➡ 土・日・祝も開設

## (4) 被保険者証番号の「仮登録」導入

番号がその場でわからない方でも一旦登録だけできる仕組みを導入。一定期間経過後に本登録されなければアプリ利用停止。

## (5) 令和7年度に獲得したポイントの繰り越し

令和7年度に獲得したポイントは、令和9年3月31日まで利用可能。

ただしスタンプカードはがきでポイントを貯めている場合は、令和8年3月5日までにポストに投函し、事務局にてQRコード化したもののみ繰り越し可能です。

# ポイント付与の対象となる活動

※8/1から対象活動を拡大する予定です

ポイント付与の対象となる活動		付与ポイント
①市が関連する介護・フレイル予防活動(認知症啓発を含む)や地域福祉活動を行う団体への参加	○介護予防自主グループ ○シニア世代向け健康づくり講座受講後活動を継続しているグループ ○フレイルサポーターチーム ○認知症カフェ ○老人クラブ	・一般参加の場合 150ポイント  ・「団体運営の担い手」としての参加の場合300ポイント
②市が関連する施設・団体等でのボランティア	○市が委託、補助、指定等を行う福祉団体または施設等でのボランティア	200ポイント
③市が関連する介護・フレイル予防や地域福祉活動の推進に関するイベント等への参加	○市が主催や共催等を行う介護・フレイル予防や地域福祉活動関連イベント ○地域包括支援センターが主催・共催する介護・フレイル予防に関するイベントや介護予防教室	100ポイント